



情報通

2014. November 11月号

発行：東京税理士会 情報システム委員会
 題字：神津 信一 (四谷)
 (税理士会員章の日輪と八重桜をイメージしています。)

「情報通」の紙面が移動しました

2014年11月号より「情報通」の紙面が、「案内版」の中に移動しました。紙面での情報は従来の1/2となり、情報システム委員会から発信する情報を減らしてしまうという心配もありますが、今後はホームページでの発信を増やしていきたいと考えております。紙面とホームページでは異なる情報を掲載してまいりますので、情報量は今までよりも増えるはずで、本会のホームページをまだ見たことがない、という会員の皆様にも、是非これを機に東京税理士会ホームページを開いていただきたいと思います。

情報システム委員会関係のページ (http://www.tokyozeirishikai.or.jp/tax_accuntant/itschool/) は、[東京税理士会トップページ](#) → [税理士の方へ](#) → [税理士のためのIT講座](#) 内にあります。情報通のバックナンバーもPDF版で全て閲覧できますので、ぜひご活用ください。同ページの閲覧にはID及びパスワードは必要ありませんので、お気軽に覗いてみて下さい。

税理士情報フォーラム2014へご来場いただきありがとうございました

10月30日に開催されました「税理士情報フォーラム2014」への多数のご来場、ありがとうございました。「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(案)」に関するパブリックコメントが募集されていることもあり(意見・情報受付締切：2014年11月9日(日)／電子政府の総合窓口e-Gov(イーガブ) <http://www.e-gov.go.jp/>)、税理士事務所のセキュリティに関して各会員の意識の高さが現れた結果と感じています。また、これからの税理士業務はインターネット環境がなければ成り立たなくなると感じている多くの会員が、税理士事務所や顧問先のネットセキュリティを考えて足を運んで下さったのだと思います。

フォーラム当日の様子につきましては、本会ホームページ「税理士のためのIT講座」ページに掲載予定ですので、ぜひご覧下さい。

税理士に求められる特定個人情報(マイナンバー)の適正な取扱いとは？

所長税理士 「おはよう、ようやくだいぶ過ぎやすくなってきたな」
 職員 A 「おはようございます。肌寒くなって来ると、ぼちぼち年末調整の準備から始まる繁忙期到来ですね」
 職員 B 「繁忙期になる前に書類の整理とかやっておこなきゃ」
 所長税理士 「そうだな。特にB君、机の書類もうちょっと整理しておいてよ」
 職員 B 「先生の机のほうが…」
 所長税理士 「何か言ったか？」
 職員 B 「いえ、何でもありません」
 職員 A 「そういえば、来年くらいから源泉徴収票に番号記載しなければならなくなるのでしたよね」
 所長税理士 「そうそう。いつからだっけな。何かこの間支部にDVD来たよな」
 職員 B 「先生、この資料じゃないですか？」
 所長税理士 「そうそう、これこれ。えーっとこの間支部で聞いた研修のここだ、ここだ」
 「法定調書は平成28年1月以降に生じる金銭の支払等がおこなわれるものから、か」
 職員 A 「お客さんの会社の従業員の皆さんの個人番号集めないといけませんか？」
 職員 B 「コンビニのお客さんのところ学生のアルバイトが多いんですよ。それもですか？あと、予備校のお客さん非常勤講師多いんですけど。それもかな？」
 所長税理士 「そうだ。扶養家族の個人番号も必要だ」
 職員 B 「本屋のお客さんのおじいちゃん、個人番号なんてわかるかな？」
 所長税理士 「平成27年の10月以降に通知カードが送られてくるから、無くさないように来年の今頃からお客さんによく頼んでおかないといけませんよ」
 職員 A 「個人番号って生涯変わらないんですよ、なくしちゃったら大変ですね」
 職員 B 「どうやって、管理するんでしょうか？」
 所長税理士 「それはだね。ちょっと待って、確かガイドライン案がでていたはずだけど…」
 IT税理士 「こんちは。頼まれていた資料持ってきましたよ」
 職員 B 「IT先生、うちの先生、机片づけないんで、資料なくしちゃったみたいで」
 IT税理士 「何の資料ですか？」
 所長税理士 「この間パブリックコメントがでていた、個人番号の適正な取扱いに関するガイドライン案なんだけど…」
 IT税理士 「それ、私に頼んでいた資料じゃなかったですか？持ってきましたよ」

職員 B 「頭のの中の整理もいるのかな？」
 所長税理士 「B、何か言ったか？」
 職員 B 「いえいえ、ただの独り言です。ところで、先ほどの安全管理なんですけど、具体的にどうするんでしょうか？」
 所長税理士 「待って待って、まず、取扱いのルールを決めて、取り扱う手順を決める。それから組織と人、物理的な対策と技術的な対策が必要となるんだ」
 職員 A 「なんだか、難しそうですね、中小企業でもできるのでしょうか？」
 所長税理士 「いや、従業員が100人以下の場合、事務で取り扱う個人番号が少ないし、事務担当者も決まった人が行うことが多いから、対応することが望ましいとされているんだ」
 職員 B 「じゃ、我々も大丈夫ですね」
 所長税理士 「そうだな。Bも安心だ」
 IT税理士 「いや、先生、我々はお客さんから事務を委託される立場になるので、この規定からは除外されます」
 職員 B 「えー、難しいことできませんよ、しかも個人番号扱うのって繁忙期じゃないですか？」
 所長税理士 「そうだな、どうするか」
 IT税理士 「いや、そんなに難しいことではありませんよ。組織的な対策というのは、担当者を明確にしたり、事故が起きた時の連絡体制をはっきりさせれば大丈夫ですし、人的対策というのは、事務担当者の監督や教育を行うこと、物理的な対策というのは、盗難防止や作業場所の区分、技術的な対策というのは、外からの不正アクセスや情報漏えいの防止を行えば大丈夫です」
 所長税理士 「そうか、お客さんの担当はほぼ決まっているし、作業報告もさせている、お客さんとの打合せ場所と事務スペースは分けているし、ウィルス対策等も一通りできているから、後はもう一度見直しと、職員教育だな」
 職員 B 「えーまた怒られるんですか、言葉が難しいですよ」
 IT税理士 「番号法関係の用語はわかりづらいものが多いので、定義一覧を作成して、簡単な言葉に置き換えるといいと思います。それから、もう終わってしまったけど東京税理士会の情報フォーラムの寸劇もわかりやすかったですよ」
 IT税理士 「東京税理士会のホームページでも近々公開されるらしいので、繁忙期が終わったら見ておくのもいいですね」
 職員A、B 「わかりました」

特定個人情報(マイナンバー)は、個人情報と異なり、原則として利用が禁止されています。このため、個人情報のように本人の同意があったとしても、特定個人情報は番号法19条各号に規定する事務処理以外には利用できません(税・社会保障・災害関係以外の利用禁止)。また、一度つけられた個人番号は原則生涯変わらないため、その取扱いは厳重に行われることが求められています。